

福島県外最終処分の理解醸成に向け、ステークホルダーとの連携協力を

株式会社 野村総合研究所

社会システムコンサルティング部 コンサルタント 岡竹 馨

福島第一原発事故により拡散された放射性物質を除去する際に発生した土壌^{※1}（以下、除去土壌）のうち、再生利用^{※2}されなかった除去土壌は「2045年までに福島県外にて最終処分する」ことが法律で定められている。

2022年度末時点で、福島県内で発生した除去土壌は約1,300万m³（東京ドーム11杯分に相当）存在するため、除去土壌の受け入れ先への県内外輸送には相当な年数を要する。輸送ルートを検討や安全管理システム等の実装期間を踏まえると、2045年の県外最終処分実現に向けた県外の最終処分先および再生利用先の選定に時間的猶予があるとはいえない。

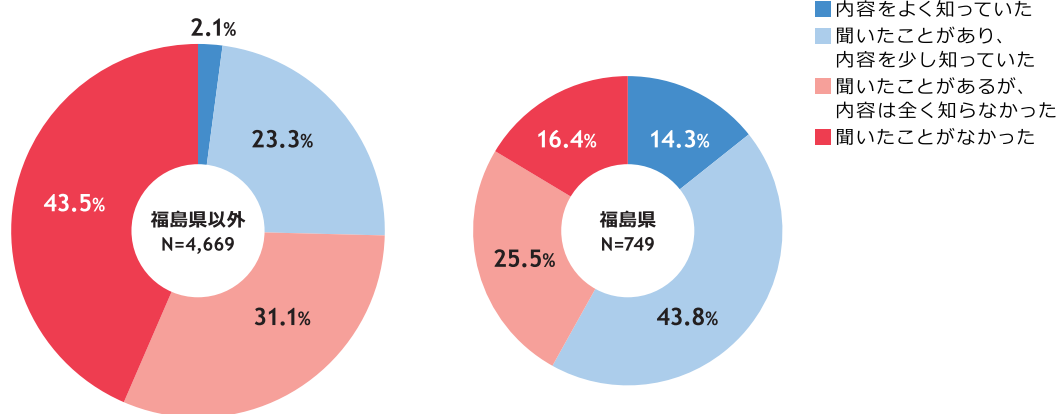
除去土壌の処分にあたっては、最終処分と同様に、再生利用も日本全体で取り組む必要があるが、県外最終処分の方針を認知している人の割合は福島県以外の地域で25.4%にとどまっている（図表）。県外最終処分の方針の認知度が低い現在の状況では、再生利用の方針への認知度はさらに低いと考えられる。実際に、2022年には福島県外の3カ所で再生利用の実証事業が検討されたものの、いまだ実施の見通しは立っておらず、県外最終処分・県外再生利用を行う必要性に関して理解醸成は進んでいないのが現状だ。

県外最終処分の実現のためには処分方針に関する広範な理解醸成が必要となることを踏まえると、幅広い層に向けた情報発信体制の強化は今後の課題の一つとなる。

環境省は「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の中で、再生利用先の創出や社会的受容性向上のために、幅広いステークホルダーに対するインセンティブ付与が必要だとする方針を示している。現在そのような仕組みは整備されていないが、今後、自治体・企業・学術機関といったステークホルダーとの連携により情報発信体制を強化することで、県外再生利用・県外最終処分の必要性に関する意識醸成が進む可能性がある。

再生利用・最終処分の実施は前例のない大規模プロジェクトであり、県外最終処分の実現にあたっては、幅広いステークホルダーとの協力が必要不可欠である。自治体や企業は、今後発生し得る便益獲得のためにも、本事業に関する最新動向を注視するべきであろう。今後、外部連携の推進をはじめとした情報発信体制の強化により世間的関心が高まり、再生利用・最終処分事業が前進することに期待したい。

図表 2045年3月までの福島県外における最終処分完了が法律で定められていることについて



出所) 環境省実施のWEB アンケート調査 (2023年) よりNRI 作成

http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/promoting_communication_230308_05.pdf

※1 最終処分および再生利用の対象には除去土壌のみならず廃棄物も含まれる

※2 放射能濃度の基準値 8,000Bq/kg を下回るものは約 1,000 万m³ほど存在し、それらは適切な処置を講じた上で再生利用される計画である